

特別養護老人ホーム きびハイツ

運 営 規 程

社会福祉法人 アミカル

第 1 条 この規程は、社会福祉法人アミカルが設置する特別養護老人ホームきびハイツが実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第 2 条 当該施設に入居する要介護者に対し、ユニット型の適正な介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 1. 事業所の従事者は、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援していく。

2. 入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って介護福祉施設サービスの提供に努める。

3. 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第 4 条 名称及び所在地は次の通りとする。

- ① 名称 特別養護老人ホーム きびハイツ
- ② 所在地 岡山県加賀郡吉備中央町上野1883-5

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 常勤 1 名
管理者は当該施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ② 医師 嘱託 1 名
医師は入居者の健康の状況に注意し、健康保持のための適切な医療を行う。
- ③ 生活相談員 常勤 1 名以上
生活相談員は常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、入居者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- ④ 介護職員 常勤換算 31 名以上
介護職員は各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況に応じて適切な技術を持って介護を行う。
- ⑤ 看護職員 常勤換算 3 名以上 (常勤 1 名以上)
看護職員は入居者の健康の状況に留意するとともに、健康保持のための適切な看護を行う。
- ⑥ 管理栄養士 常勤 1 名以上
管理栄養士は食事の提供にあたり、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を

考慮した献立を作成する。

⑦ 機能訓練指導員 常勤1名以上

機能訓練指導員は入居者の心身の状況を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

⑧ 介護支援専門員 常勤1名以上（兼務可）

介護支援専門員は入居者・家族からの要望、入居者の健康上及び生活上の問題点、解決すべき課題等を踏まえて施設サービス計画を作成する。

（入居定員）

第 6 条 介護老人福祉施設の入居定員は90名とする。

（ユニットの数及びユニットごとの入居定員）

第 7 条 介護老人福祉施設のユニットの数は9とし、ユニットごとの定員は10名とする。

（介護老人福祉施設サービスの内容）

第 8 条 介護福祉施設サービスの内容は、次の通りとする。

ホームにおいて、入居者に対して、入浴・排泄・食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供する。

（利用料その他の費用の額）

第 9 条 1. 介護福祉施設サービスの利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。（利用料の1割または2割もしくは3割…介護保険負担割合証に記載された割合）

2. 食事の提供、居室の提供に伴う費用の額

・ 食事：1,392円／1日

・ 居室：2,006円／1日

* 介護保険負担限度額の認定を受けている入居者に対しては、居住費・食費について、その認定証に記載された金額を1日あたりとする。

* 食費は令和3年8月1日より1,445円／1日とする。

* 居室の提供に伴う費用の額を変更するときはあらかじめ、入居者又はその家族に対し、変更後の費用の額及びその根拠について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

* 施設入居中の入院・外泊等に伴う個室の費用については、その日数に応じた額を徴収することをあらかじめ、入居者又はその家族に対し説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

3. その他、日常生活に係る費用等の徴収が必要となった場合は、その都度入居者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

・ 電気代：55円／1日（個人の持ち込む電気製品一品につき）

・ 喫茶代：50円／1回（飲み物とお菓子）、25円／1回（飲み物のみ）

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条 1. 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室定員を超えて

入居させない。

2. 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。
3. 感染症の発生、蔓延しないよう必要な措置を講じる。
4. 利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対して療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行う。また、入居者の心身の状況を踏まえて、日常生活を送る上で必要な援助を行う。
5. 入居者又は、他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第11条 介護福祉施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変等が生じた場合は、応急処置を行い、その後必要な処置及び受診（協力病院）を行い、家族への連絡をするなど、必要な措置を講じる。

(入居者の守るべき留意事項)

- 第12条
1. 入居者は、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に務めなければならない。
 2. 入居者は、外出（短時間のものは除く）又は外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、事業所へ帰着する予定日時などを管理者に届け出なければならない。
 3. 入居者は外来者と面会する際、外来者は面会簿に記入したうえで、面会しなければならない。
 4. 入居者は、努めて健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断は、特別の理由がない限りこれを拒否してはならない。
 5. 入居者は事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力しなければならない。
 6. 入居者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者又は生活相談員に届け出なければならない。
 7. 入居者は、故意に事業所（設備及び備品）に損害を与えた場合は、その損害を弁償視、又は原状に回復しなければならない。
損害賠償の額は、入居者の収入及び事情を考慮して減免する事ができる。

(非常災害対策)

- 第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- ① 防火管理者は、従業者の有資格者の中から事業所管理者が選任する。
 - ② 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
 - ③ 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - ④ 非常災害設備は常に有効に保持するように努める。
 - ⑤ 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - ⑥ 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- (1) 防火教育及び総合基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
 - (2) 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- ⑦ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（その他運営に関する留意事項）

- 第14条 1. 従業員の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
2. 従業員は業務上知り得た入居者又は家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に業務上知り得た入居者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人アミカルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（苦情処理）

- 第15条 提供した介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

（虐待の防止）

- 第16条 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。
- 1. 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 2. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 3. 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 4. 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

（雑 則）

- 第17条 この規程を改正・廃止するときは社会福祉法人アミカル理事会の議決を経るものとする。

（付 則） この規程は平成16年10月 1日から施行

平成17年	5月26日	一部改正
平成17年	10月 1日	一部改正
平成20年	11月21日	一部改正
平成22年	4月 1日	一部改正
平成23年	2月 1日	一部改正
平成25年	10月 1日	一部改正
平成28年	8月 1日	一部改正
平成29年	11月 1日	一部改正
令和 元年	10月 1日	一部改正
令和 3年	4月 1日	一部改正